金沢市公報

第３２３４号

令和８年（2026年）11月24日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金 沢 市 役 所

◎ 目　　次　　ページ

●告　示

○自転車等を移動し、保管したことについて
（交通政策課）　1

○自転車等を撤去し、保管したことについて
（　〃　）　2

○令和８年告示第89号（地域総合整備資金貸付金償還金の徴収に関する事務の指定公金事務取扱者への委託について）の変更について
（財　政　課）　3

○令和８年告示第147号（燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について）の変更について
（ごみ減量推進課）　3

●公　告

○金沢農業振興地域整備計画の変更について（２件）
（農業水産振興課）　3

○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域計画の変更案の縦覧について（　〃　）　4

○開発行為に関する工事の完了について
（建築指導課）　4

●教育委員会告示

○令和９年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第１学年入学者募集要項（市立工業高等学校）　4

●監査公表

○監査公表（第12号）
（監査事務局）　10

告　　示

◉金沢市告示第273号

金沢市自転車等駐車場条例（平成３年条例第１号）第11条第１項（同条例第17条第３項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成３年規則第３号）第７条（同規則第13条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示します。

令和８年11月24日

金沢市長　村　山　　卓

１　移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第１自転車駐車場
金沢市営金沢駅第２自転車駐車場
金沢市営金沢駅第３自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
金沢市営片町広場自転車駐車場

２　移動し、保管した自転車等の台数

自転車　　53台

３　自転車等を移動し、保管した日

令和８年10月１日から同月31日まで

４　移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市二口町ニ24番地５
公益社団法人金沢市シルバー人材センター
５　移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時　令和８年11月25日から令和９年２月24日まで
午前10時から午後７時まで
場所　金沢市問屋町２丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

◉金沢市告示第274号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成６年条例第45号）第６条第２項及び第７条第２項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第９条第１項の規定により次のとおり告示します。

令和８年11月24日

金沢市長　村　山　　卓

１　撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自転車	２台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自転車	１台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自転車	３台
片町地区自転車等放置禁止区域	自転車	２台
三池新町地内	自転車	１台
米泉８丁目地内	自転車	１台
新神田２丁目地内	自転車	１台
上辰巳町地内	自転車	３台
新保本１丁目地内	自転車	１台
新保本２丁目地内	自転車	１台
片町２丁目地内	自転車	２台
大工町地内	自転車	１台
福久東１丁目地内	自転車	１台
常盤町地内	自転車	１台
中央通町地内	自転車	１台
尾山町地内	自転車	１台
千日町地内	自転車	２台
久安２丁目地内	自転車	１台
粟崎１丁目地内	自転車	１台
八田町地内	自転車	１台
旭町１丁目地内	自転車	１台
上荒屋１丁目地内	自転車	１台
泉３丁目地内	自転車	１台

２　撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和８年10月１日から同月31日まで
３　撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
⑴　期間
令和８年11月25日から令和９年５月24日まで
⑵　場所
金沢市問屋町２丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

◉金沢市告示第275号

令和８年告示第89号（地域総合整備資金貸付金償還金の徴収に関する事務の指定公金事務取扱者への委託について）で告示した事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第３項の規定により指定公金事務取扱者から名称の変更の届出があったので、同条第４項の規定により次のとおり告示します。

令和８年11月24日

金沢市長　村　山　　卓

名　称	名　称		変更年月日
	変更前	変更後	
一般財団法人地域総合整備財団	一般財団法人地域総合整備財団	一般財団法人ふるさと財団	令和８年10月１日

◉金沢市告示第276号

令和８年告示第147号（燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について）で告示した事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第３項の規定により指定公金事務取扱者から名称の変更の届出があったので、同条第４項の規定により次のとおり告示します。

令和８年11月24日

金沢市長　村　山　　卓

名　称	名　称		変更年月日
	変更前	変更後	
株式会社ＮＴＴマーケティングアクトＰｒｏＣＸ	株式会社ＮＴＴマーケティングアクトＰｒｏＣＸ	株式会社ＮＴＴデータ・マーケティングアクト	令和８年10月１日

公　　告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第１項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を変更したので、同条第４項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和８年11月24日

金沢市長　村　山　　卓

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項において準用する同法第11条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和８年11月24日

金沢市長　村　山　　卓

１　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

⑴　期間

令和８年11月24日から同年12月24日まで

⑵　場所

金沢市柿木畠１番１号　金沢市農林水産局農業水産振興課

２　農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

⑴　申出先
　金沢市農林水産局農業水産振興課
⑵　申出方法
　書面により持参又は郵送
⑶　申出期間
　令和８年12月25日から令和９年１月８日まで（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

３　意見書の提出先、提出方法及び提出期間
⑴　提出先
　金沢市農林水産局農業水産振興課
⑵　提出方法
　持参又は郵送
⑶　提出期間
　令和８年11月24日から同年12月24日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項の規定により地域計画を変更したいので、同条第７項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の変更案の利害関係人は、当該地域計画の変更案について、本市に対して意見書を提出することができます。

令和８年11月24日

金沢市長　村　山　　卓

１　地域計画の変更案の縦覧の期間及び場所
⑴　期間
　令和８年11月24日から同年12月7日まで
⑵　場所
　金沢市柿木畠１番１号 金沢市農林水産局農業水産振興課

２　意見書の提出先、提出方法及び提出期間
⑴　提出先
　金沢市農林水産局農業水産振興課
⑵　提出方法
　持参又は郵送
⑶　提出期間
　令和８年11月24日から同年12月7日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により検査済証を交付したので、同条第３項の規定により公告します。

令和８年11月24日

金沢市長　村　山　　卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類　位置及び区域
金沢市横枕町イ38番１及び38番５から38番10まで	金沢市間明町２丁目194番地 株式会社東山地所 代表取締役　荒矢　勇三	道路　　金沢市横枕町イ38番９

教　育　委　員　会　告　示

◉金沢市教育委員会告示第２号

令和９年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第１学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

令和８年11月24日

金沢市教育委員会教育長　　野　　口　　弘

令和９年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第１学年入学者募集要項

１　出願資格

次の⑴、⑵又は⑶を満たし、かつ、⑷に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

⑴　令和９年３月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者

⑵　中学校を卒業又は修了した者

⑶　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

⑷　志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

２　募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学　　科	募　集　定　員
機　　械　　科	80人
電　　気　　科	40人
電　子　情　報　科	40人
建　　築　　科	40人
土　　木　　科	40人

３　出願手続

⑴　入学志願者は、金沢市立工業高等学校（以下「本校」という。）以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第２志望まで志願することができる。

⑵　入学志願者は、次の手続を行う。

ア　石川県公立高等学校入学者選抜Ｗｅｂ出願システム（以下「Ｗｅｂ出願システム」という。）により、出願に必要な情報（以下「志願情報」という。）を入力し、申請する。その際、１⑵に該当する者は、出願資格確認書を添付するものとする。また、「８　自己申告書」の手続を希望する者は、ここで行うものとする。

イ　入学検定手数料2,200円を、Ｗｅｂ出願システムにより電子納付する。

なお、推薦入学の選考漏れの者にあっては、「14⑽　選考に漏れた者の取扱い」により出願するものとする。また、海外からの入学志願者等で上記手続が難しい場合は、金沢市教育委員会に相談するものとする。

⑶　原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）は、Ｗｅｂ出願システムにおいて、志願情報に誤りがないこと、入学検定手数料が納付されていること及び石川県教育委員会が定める調査書等が添付されていることを確認した後、志願情報等を承認し、本校校長に送信する。その際、県外からの出願者及び１⑶に該当する者については、金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添付するものとする。

⑷　中学校長は、Ｗｅｂ出願システムにより、石川県教育委員会が定める成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

⑸　受検に際し、特別な配慮を希望する者がいる中学校長は、13⑴により取り扱うものとする。

４　志願変更

⑴　志願の変更

出願手続完了後、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者（以下「志願変更希望者」という。）は、１回に限りその志願を変更することができる。ただし、第２志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

⑵　志願変更手続

ア　志願変更希望者は、中学校長にその旨を申し出て、Ｗｅｂ出願システムにより、新たに志願情報を入力し、申請する。

イ　入学検定手数料については、本校に設置される他の学科への志願変更の場合は、Ｗｅｂ出願システムにより、既に電子納付したデータをもってこれに代えることとする。ただし、それ以外の場合は、変更先高等学校

の出願手続に必要となる入学検定手数料を、新たにＷｅｂ出願システムにより電子納付するものとする。

なお、新たに電子納付した場合、志願変更前に納付した入学検定手数料は申請により返金する。

ウ　中学校長は、Ｗｅｂ出願システムにおいて、変更後の志願情報に誤りがないこと、入学検定手数料が納付されていること及び調査書等が添付されていることを確認した後、変更後の志願情報等を承認し、変更後の志願先高等学校長に送信する。

5　出願及び志願変更等の期間

⑴　出願期間（中学校長による志願情報等の承認期間）

令和９年２月16日（火）午前８時30分から同月19日（金）正午まで

なお、志願者本人による志願手続は、令和９年２月12日（金）午前８時30分から行うことができるものとする。

また、出願の特例措置については、11⑷及び⑸を参照すること。

⑵　志願者数公表

令和９年２月19日（金）午後３時30分に、本校において行う。

⑶　志願変更期間

令和９年２月25日（木）午前８時30分から同年３月１日（月）正午まで

⑷　確定志願者数公表

令和９年３月１日（月）午後３時30分に、本校において行う。

⑸　成績一覧表（Ⅱ表）の提出期間

令和９年３月１日（月）午前８時30分から同月３日（水）午後４時まで

なお、⑴及び⑶についての本校校長の志願情報等の受理時間は、各日とも午後４時までとし、令和９年２月19日（金）及び同年３月１日（月）は、午後３時までとする。

6　入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

なお、選抜に当たっては、当初からの志願者と志願変更による志願者は、同等に取り扱う。

⑴　入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

⑵　調査書における学習の記録の評定の取扱いについては、「第１学年及び第２学年（義務教育学校においては第７学年及び第８学年）の各教科の評定の合計値」と「第３学年（義務教育学校においては第９学年）の各教科の評定の合計値を２倍した値」の和を用いることとする。

⑶　審査は、調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して行うものとする。

なお、面接の結果も十分参考にする。

7　調査書

⑴　調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

⑵　調査書中の学習の記録の評定は、第１学年、第２学年及び第３学年のいずれも５段階評定によって記載するものとする。

⑶　⑵の第３学年についての５段階評定以外の調査書の各項については、生徒指導要録等に基づいて記載する。

8　自己申告書

欠席日数が、中学校のいずれかの学年において年間30日以上の者は、本人の希望により、自己申告書を本校に提出することができる。提出に当たっては、志願者本人がＷｅｂ出願システムにより、志願情報を入力する際に添付するものとする。

なお、自己申告書の内容は、本校校長のみ確認することができる。

9　学力検査等

⑴　学力検査等は、令和９年３月９日（火）及び同月10日（水）の両日、志願者全員について、本校において行う。

⑵　１日目に国語、理科及び外国語（英語（「聞くことの検査」を含む。））の３教科の学力検査を次の日程で実施する。

３月９日（火）	９：00～９：50	10：10～11：00	11：20～12：10
	国　　語	理　　科	英　　語

＊各教科100点満点

⑶　２日目に社会及び数学の２教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

３月10日（水）	９：00～９：50	10：10～11：00	11：20～
	社　　会	数　　学	面　　接

＊各教科100点満点（面接を除く。）

10　合格者の発表

学科別合格者の発表は、令和９年３月17日（水）正午に、本校において受検番号の掲示をもって行う。また、受検者は、Ｗｅｂ出願システムにおいて自身の合否を確認することができる。

11　通学区域及び県外からの出願

⑴　本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

⑵　県外からの出願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第２号）第17条第３項に定める入学志願特別事情具申書を令和９年１月４日（月）以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書をＷｅｂ出願システムにより本校に提出するものとする。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

⑶　福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項）に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

⑷　転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

⑸　⑷の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え、中学校長を経由して金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。その出願期間は、令和９年２月25日（木）午前８時30分から同年３月１日（月）正午までとする。

12　外国籍生徒及び海外帰国生徒の出願等

⑴　中学校に在籍し、出願期間最終日時点で、原則として入国後又は帰国後３年未満の者が出願する場合は、海外在住状況説明書をＷｅｂ出願システムにより本校校長に提出するものとする。

⑵　外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が出願する場合は、金沢市教育委員会に相談するものとする。

⑶　出願期間最終日時点で、原則として入国後又は帰国後３年未満の者に対する学力検査問題における特別措置

ア　漢字にひらがなのルビを振った学力検査問題（設問の都合上、問題にルビを振らない場合もある。）での受検を希望する場合は、出願期間開始日の１週間前までに、特別措置申請書により金沢市教育委員会に申請するものとする。

イ　措置内容については、本人宛てに通知する。

13　学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

⑴　学力検査等において特別な配慮を必要とする者は、出願期間開始日の１週間前までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。

⑵　本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

⑶　特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める令和９年度石川県公立高等学校全日制の課程第１学年入学者募集要項の例による。

14　推薦入学

次の学科について実施する。

⑴　募集人員　72人

学　　科	募　集　人　員

機　　械　　科	24人
電　　気　　科	12人
電 子 情 報 科	12人
建　　築　　科	12人
土　　木　　科	12人

⑵　出願資格

推薦入学を志願できる者は、令和９年３月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

ア　当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。

イ　当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

ウ　調査書に優れた点や長所の記録を有すること。

エ　中学校長の推薦を得た者であること。

⑶　出願方法及び出願手続

ア　出願は、１人１学科に限る。

イ　推薦入学を志願する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、次の手続を行う。

㋐　Ｗｅｂ出願システムにより志願情報を入力し、申請する。その際、自己申告書の提出を希望する者は、当該申請と併せて行うものとする。

㋑　入学検定手数料2,200円を、Ｗｅｂ出願システムにより電子納付する。

ウ　中学校長は、Ｗｅｂ出願システムにおいて、志願情報に誤りがないこと、入学検定手数料が納付されていること及び石川県教育委員会が定める推薦書、志願理由書及び調査書が添付されていることを確認した後、志願情報等を承認し、本校校長に送信する。

なお、成績一覧表（Ⅱ表）は、令和９年３月１日（月）午前８時30分から同月３日（水）午後４時までの間にＷｅｂ出願システムにより提出するものとする。

エ　自己申告書については、「８　自己申告書」に準ずる。

⑷　出願期間

出願期間（中学校長による志願情報等の承認期間）は、令和９年１月28日（木）午前８時30分から同年２月１日（月）正午までとする。

なお、志願者本人による志願手続は、令和９年１月25日（月）午前８時30分から行うことができるものとする。また、本校校長の志願情報等の受理時間は、各日とも午後４時までとする。

⑸　推薦に当たって中学校長のとるべき措置

ア　中学校長は、推薦の厳正・公平・適切を期するため、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。

イ　推薦委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱う。

ウ　被推薦者の決定は、中学校長が行う。

⑹　面接

ア　面接は、令和９年２月８日（月）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により実施する。

９：00～９：30	９：30～９：45	10：00～
受　　付	氏名確認及び注意事項伝達	面　　接

イ　面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

ウ　面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

⑺　推薦入学者の選抜

ア　推薦入学志願者については、学力検査を行わない。

イ　本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を総合して、合格内定者を決定する。

⑻　合格内定者数の公表及び選考結果の通知等

ア　令和９年２月12日（金）午前10時に、本校で学科別合格内定者数を公表する。

イ　本校校長は、Ｗｅｂ出願システムにより、推薦入学選考結果通知書を作成し、令和９年２月12日（金）に各中学校長に送付する。また、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

⑼　合格者の発表

合格内定者については、令和９年３月17日（水）正午に、本校で、一般入学の合格者とともに受検番号の掲示をもって行う。また、受検者は、Ｗｅｂ出願システムにおいて自身の合否を確認することができる。

⑽　選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、令和９年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料の取扱いについては、当該者が再度県内の全日制公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15　一般入学の学力検査等における救済措置

⑴　対象者

一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、本校校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

ア　学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、別室受検によっても受検できなかった者

イ　月経随伴症状の体調不良等により、別室受検によっても受検できなかった者

ウ　風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

⑵　申請及び審査

ア　申請

㋐　中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和９年３月９日（火）及び同月10日（水）の両日とも原則午前９時までに、本校校長に対して電話にて伝える。

㋑　受検希望者は、令和９年３月10日（水）の原則午後４時までに、中学校長を経由して本校校長へ追検査受検申請書を提出する。その際、追検査受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書、中学校長の副申書等）を添付する。

イ　審査

㋐　本校校長は、申請書等を審査し、⑴ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

㋑　本校校長は、令和９年３月11日（木）午後３時までに審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。

㋒　中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

⑶　合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合格者に追加する。

なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

⑷　追検査

ア　追検査は、令和９年３月18日（木）に本校において行う。

イ　追検査は、検査Ⅰ（国語、外国語（英語（「聞くことの検査」は行わない。））及び検査Ⅱ（理科、社会、数学）を次の日程により実施する。

8：20～8：40	9：00～9：40	10：00～11：00
受　　付	検 査 Ⅰ	検 査 Ⅱ

検査Ⅰは、国語40点、英語40点の計80点満点、検査Ⅱは、理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点

ウ　面接及び適性検査については、実施しないこととする。

⑸　合格発表

受検者は、令和９年３月18日（木）午後４時30分以後に、Ｗｅｂ出願システムにおいて自身の合否を確認することができる。

16　その他

⑴　詳細については、石川県教育委員会が定める令和９年度石川県公立高等学校全日制の課程第１学年入学者募集

要項、令和９年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び令和９年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

⑵　本校の募集案内は、本校のホームページに掲載する。

⑶　入学者募集に関する問合せ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東１丁目１番地１）

電話（076)267－3101　（郵便番号920－0344）

監　査　公　表

◉金沢市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和８年11月24日

金沢市監査委員　加　藤　弘　行
金沢市監査委員　中　村　哲　郎
金沢市監査委員　横　越　　徹
金沢市監査委員　森　　一　敏

１　包括外部監査

（その１）

⑴　措置通知があった年月日　　令和８年11月２日

⑵　措置を講じた局等　　文化スポーツ局文化政策課

⑶　監査結果の公表年月日　　平成19年４月９日（平成19年監査公表第14号）

⑷　監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項）	措置の内容（改善等内容）
（財）石川県音楽文化振興事業団運営費補助事業 指摘（77ページ） 補助金額の見直しが必要である。	補助金額について、毎年度、県及び事業団と協議し、見直しを行っている。

（その２）

⑴　措置通知があった年月日　　令和８年11月２日

⑵　措置を講じた局等　　都市政策局交通政策課

⑶　監査結果の公表年月日　　平成21年４月８日（平成21年監査公表第８号）

⑷　監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項）	措置の内容（改善等内容）
自転車等の放置防止対策及び手数料徴収業務委託 指摘（146 ページ） 自転車等の放置防止対策及び手数料徴収業務委託においては、競争機会の確保の観点から、競争入札を実施すべきである。	競争入札の導入について検討を行い、指定管理施設である自転車駐車場の巡回・管理業務と一体的に実施することで、一層の効率化が図られることから、指定管理者と随意契約を締結することが適当であると判断した。

（その３）

⑴　措置通知があった年月日　　令和８年11月２日

⑵　措置を講じた局等　　福祉健康局福祉政策課

⑶　監査結果の公表年月日　　平成25年４月11日（平成25年監査公表第７号）

⑷　監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項）	措置の内容（改善等内容）
高齢社会対策の見直しについて 指摘（18ページ） 　高齢社会対策については、増え続ける財政負担を考慮し、市が提供しなければならないサービスを引き続き維持できるよう、全体として事業の再検討を行う必要がある。	高齢者福祉サービスについて、長寿お祝い事業やふれあい入浴補助事業において、自己負担金等の制度内容の見直しを行い、財政負担の軽減を図ることで、サービスの維持に向けた事業の再検討を行った。

令和８年(2026年)11月24日　発行　発行人　金　沢　市
発行所　金沢市役所
編　集　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　（株）共　栄